

建築設備標準図

設備関係特記事項

◆設備関係省庁等調整

電気、ガス、給排水衛生、非常照明、換気、排煙、空調、消防、昇降機設備等の各建築設備は関係省庁等と事前に協議、調整し、それぞれの基準に沿った内容であることを再確認の上、遺漏無きよう施工する。

◆建築設備（昇降機を除く）の構造方法

建築設備の構造方法は特記なき限り原則として「建築設備耐震設計・施工指針」によるものとする。

◆建築設備標準図（添付した場合）

建築設備標準図は各設備工事の標準的配管、配置、引込法、その他必要な標準的工法例を示しており、平面断面配置形状は当該物件と異なるが原則として特記なき限り、当図の工法を採用するものとする。

建築設備標準図は設備一般図の代替として現場での軽微な調整をする場合に運用しやすくするため、設備配管等の系統仕様をまとめたものである。

建築設備標準図に記入されている場合も当物件に採用されない設備及び接続形態の場合はその部分は採用されない。

◆延焼線内の換気孔

特記なき限り、延焼線内の換気孔で開口面積100cm²以内の換気孔は鉄板、珪藻板その他これらに類する材料で作られた防火覆いとする。

◆換気設備

換気設備の能力の選定については、ダクト等による圧力損失を考慮した静圧を確保できるよう余裕を持って選定する。

◆給排水設備

給排水設備の構造は建築基準法施行令に基づく衛生上の規定に準じると共に告示1390号、告示1597号、に定められた安全基準による。排水管の口径と傾斜についてはSHASE-S206の基準により算定する。ただし、市町村により別に定めがある場合はそれに従う。

排水設備の構造については、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条の基準によるものとする。

各給水装置の構造及び材質については水道法施行令（昭和32年政令第366号）第5条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）の基準によるものとする。

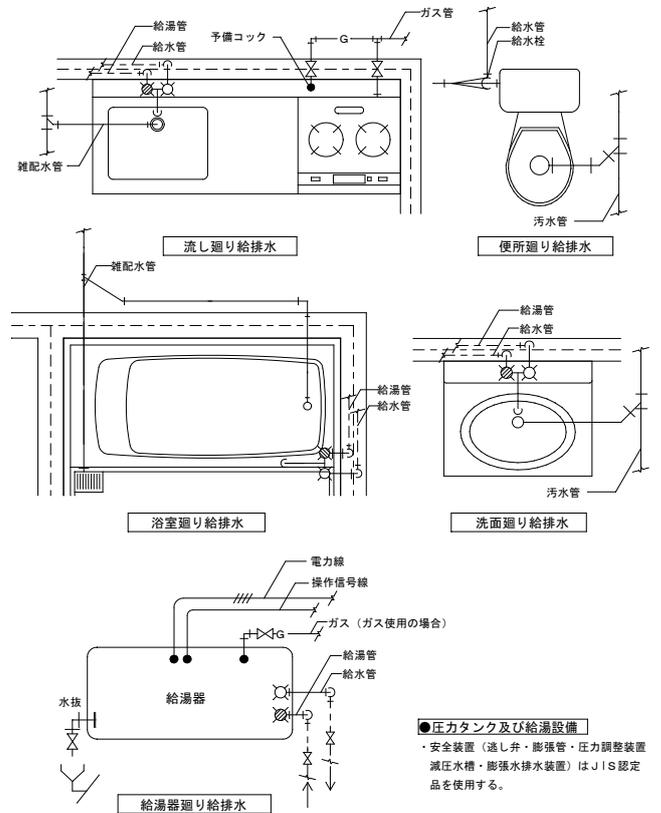
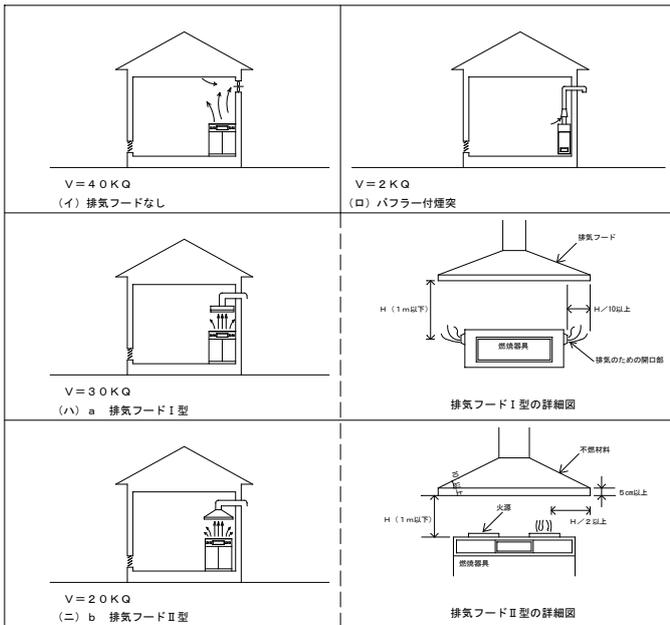
◆給湯設備の設置にあたっては、平成12年建設省告示第1388号第五の規定によるものとする。

◆電気設備

電気設備工事については原則として、「電気事業法第39条第1項及び第56条第1項で定める電気設備に関する技術基準を定める省令」の規定に基づき計画、施工する。

火を使用する設備の換気 $V = NKQ$

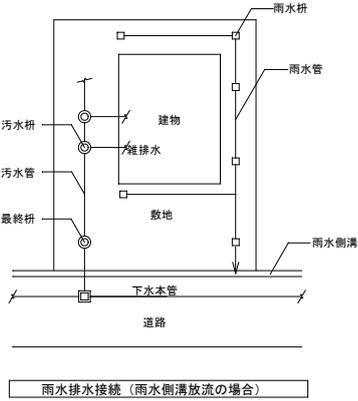
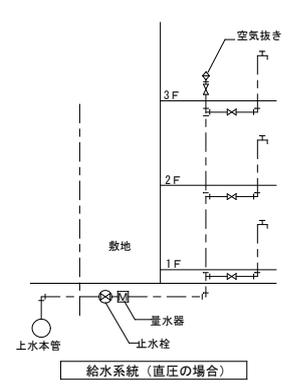
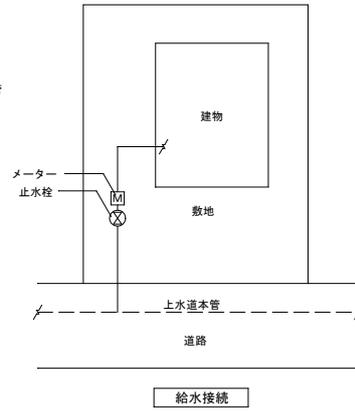
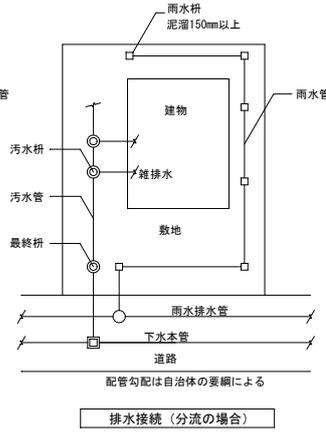
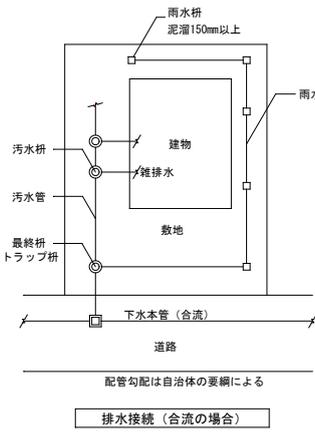
参考 $V = 40KQ$ 又は $V = 30KQ$ の選択
 *理論排ガス量 (K) 都市ガス、LPガス : 0.93m³/kw・h
 *燃料消費量 (Q) ガスコンロ : 標準(3口) 9.6kw 最大 12kw



●圧力タンク及び給湯設備
 ・安全装置（逆し弁・膨張管・圧力調整装置 減圧水栓・膨張水排水装置）はJIS認定品を使用する。

() 建築士
 () 登録) 第 号
 氏名 印

建築設備標準図



●排水トラップ

・排水トラップの仕様はJIS認定品による。

●排水のための配管設備

・排水管の容量（管径）の算定方法は、排水負荷単位法、定常流量法（SHASE-S 206）による。

●腐食防止のために講じた措置

下記のように、腐食する恐れのある部分及び当該部分の材料に応じて、腐食防止のための措置を行う。

- ・土中埋設
（外面被覆のない鋼管）
防水テープ、熱収縮シート又はチューブ等。
（油管）平成2年自治省告示第204号に規定する材料、方法等。
- ・コンクリート埋設
（外面被覆のない鋼管、鉛管）防水テープ等。
- ・多湿箇所
（外面被覆のない鋼管）アスファルトプライマー、金属外装、合成樹脂外装等。

●飲料水の配管設備

下記のように、水栓の開閉部に講じた水の逆流防止のための措置をする。

- ・水栓とあふれ面の吐水口空間を確保する。
- ・逆止弁を設置。
- ・バキュームブレーカーの設置。
- ・その他

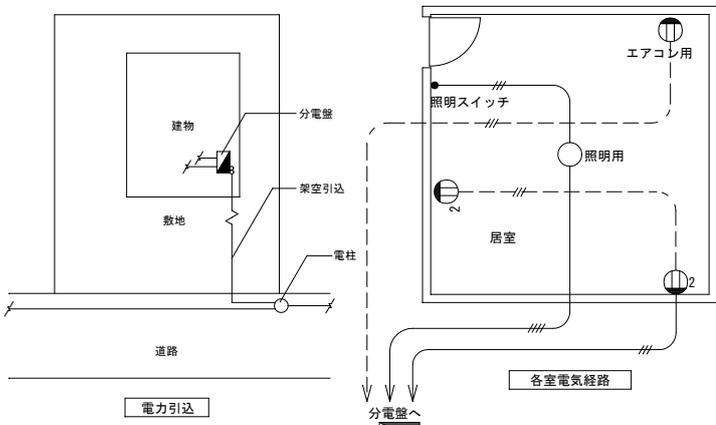
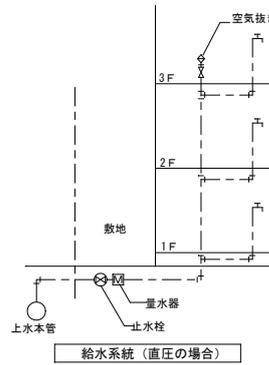
●給水管

下記のように、給水管の凍結による破壊のおそれのある部分に応じて当該部分に講じた防凍のための措置をする。

- ・屋外埋設管は、凍結深度以下へ埋設する。
- ・敷水立ち上がり配管へ水抜き栓等。
- ・屋内は凍結防止ヒーター（テープ式）
屋内暖房、水抜き栓等。
- ・その他

下記のように、ウォーターハンマー防止のための措置をする。

- ・管径を大きくして流速を小さくする。
- ・ウォーターハンマー防止器の設置。
- ・揚水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁の設置。
- ・その他



●非常用照明装置

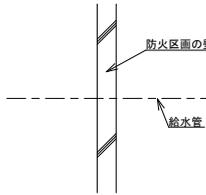
・各平面図へ明示した照明装置の構造、電球の種類、ソケットの材質、照明器具内の電源の種類は下記の表による。

電球の種類	ソケットの材質	照明器具内の電線の種類	備考
白熱灯	セラミック	二種ビニール絶縁電線	
蛍光灯	フェノール樹脂	フッ素絶縁電線	

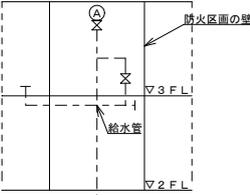
- ・電源内蔵型もしくは電源別置型（予備電源の位置は平面図へ明示）。
- ・床面において1lx（蛍光灯は2lx）以上の照度を確保する。

●防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の構造

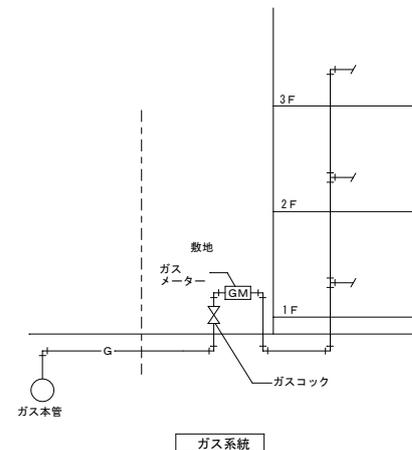
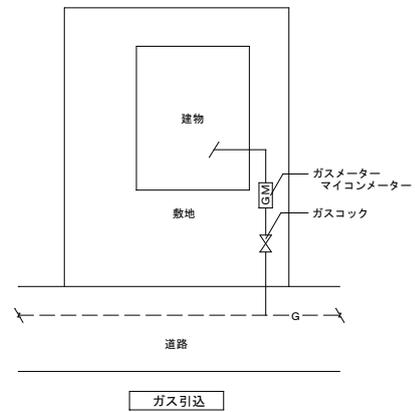
【平面図】



【系統図】



・当該貫通する部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分を不燃材料で遮る。



●ガス栓及びガス漏れ警報設備

・ガス栓の金属管等への接続方法、又は過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することが出来る機構はJIS認定品を使用する。
E-S 206)

() 建築士
(登録) 第 号
氏名 印